



つし丸

高齢者の



マッキー

障がい者の



ふじか

妊産婦の

外出時のタクシー料金が...

令和7年度は
さらに使いやすい!

津島おでかけタクシー

タクシー料金の

半額負担 ▶ 4分の1負担に

利用するには
登録申請が必要です

【高齢者の方】75歳以上

対象者 【障がい者の方】身体障害者手帳1～3級、療育手帳A、B判定、精神障害者保健福祉手帳1、2級

【妊産婦の方】妊婦または出産後1年未満の女性

利用できる時間

午前8時30分から午後7時まで

利用できる範囲

市内全域に加え、JR永和駅とJR蟹江駅も
利用できます

ほかには?

- ・利用回数制限なし
- ・付き添い者の同乗OK
- ・途中で一時的な立ち寄りOK
(1回程度、10分を目安に)

一例として、
通院の帰りに薬局へ寄る
通院の帰りにコンビニへ寄る
お買い物へ行く前に銀行へ寄る
など



いろいろ
使いやすい!

通院に!

お買い物に!

記入例

記入例を参考にして申請書に記入し、右の1.持ち物に書かれてあるものと一緒に、受付窓口までお持ちください。⇒

津島おでかけタクシー利用登録申請書

(宛先)津島市長

以下のとおり申請します。

令和 年 月 日

《登録番号》 1:高 2:障 3:妊

太枠の中をご記入ください。

登録者住所	〒496 - 津島市 ○○町○丁目○番地		
ふりがな	○○○○ ○○○○	生 年 月 日	
登録者氏名	○○ ○○○	大正・昭和・平成・令和・西暦 ○○ 年 ○ 月 ○ 日	
☐ 75歳以上 ☒ 障がい者(身体 1・②・3級、療養 A・B、精神 1・2級)			
☐ 妊婦または出産後1年未満の女性 分娩予定日または出産日 令和 年 月 日			

登録証の有効期限(上段の1年後) 令和 年 月 末日 ※記入不要

電話番号 (①自宅 ②携帯)	① 24-1111 ② 000-0000-0000
-------------------	---------------------------

※本人以外の方が申請する場合は、こちらもご記入ください。

代理人氏名	利用登録者との関係	電話番号
△△ △△	・配偶者 ・子 ・親 その他()	24-1115

※申請の際は、下記の3点をお持ちください。

- ① 登録者本人の顔写真1枚(たて3cmよこ2.4cm)
- ② 本人確認書類(運転免許証・運転経歴証明書、マイナンバーカード、介護保険証等)
- ③ 75歳以上の方…生年月日がわかるもの
障がい者の方…「障害者手帳」原本または写し(写しの場合は住所・氏名・等級の部分)
妊産婦の方…「母子健康手帳」原本または写し(写しの場合は住所・氏名・分娩予定日等の部分)

※代理人の方が申請する場合は、上記と併せて代理の方の本人確認書類を提示してください。

※申請内容を確認後、利用登録証をご自宅へお送りします。(日数がかかる場合があります。)(ご記入いただきました個人情報については、この事業の委託先であるタクシー事業者へ提供することがありますのでご了承ください。また、この事業以外で使用することはありません。)

津島おでかけタクシーは、「津島市福祉タクシー料金助成利用券」と併せて使うことはできません。

受付者/チェック

添付書類	・障害者手帳・母子健康手帳・顔写真		
本人確認書類	・運転(免許/経歴)証 No.() ・マイナンバーカード・介護保険証・その他()		
受付日	確認者	証発送日	

◆申請書は1人1枚ずつお使いください。また、この申請書は市ホームページからダウンロードすることができます。

受付窓口

・福祉課、高齢介護課、健康推進課

1.持ち物

- ①登録者本人の顔写真1枚
大きさ:たて3cmよこ2.4cm
(免許証サイズ)
スナップ写真OK、帽子・サングラス・マスクなし
- ②本人確認書類
(運転免許証・運転経歴証明書、介護保険証、マイナンバーカードなど)
- ③申請書の添付書類(原本または写し)
75歳以上の方…生年月日がわかるもの
障がい者の方…障害者手帳
(写しの場合は住所・氏名・等級の部分)
妊産婦の方…母子健康手帳
(写しの場合は住所・氏名・分娩予定日等の部分)

【郵送の場合】

申請書、顔写真1枚と上記③の添付書類の写しを封筒に入れて切手を貼り、
〒496-8686「津島市役所 福祉課」
までお送りください。

2.利用登録証の使い方

利用登録証が届きしだい、お使いいただけます。ご利用の際はタクシー会社へ電話して、タクシーをお呼びください。
駅で待機しているタクシーも利用できます。
(この事業で契約しているタクシー会社のみ)

3.ご負担いただく額

「タクシー運賃+お迎え料金+時間指定予約料金」の4分の1(10円未満は切り上げ)

4.注意事項

- ・ご利用は「自宅から乗る」または「自宅で降りる」ことが必須条件となります。
- ・このおでかけタクシー事業は『津島市福祉タクシー料金助成利用券』との併用はできません。

利用登録証が届くまで



申請書に記入



受付窓口へ提出



利用登録証が届く



利用の際は
タクシー会社へ電話

※ご自宅へ送付するまでに、日数がかかる場合がありますのでご了承ください。

問合せ 福祉部 福祉課 福祉グループ ☎0567-24-1115